議員提出議案第８号

田川市議会議長不信任決議について

上記議案を田川市議会会議規則第１３条第１項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和５年１２月１日

提出者	田川市議会議員	辻　　智　之
賛成者	〃	村　吉　勇　介
〃	〃	榊　原　大　祐

理　由

議長の議事運営は客観的に見て著しく公平性を欠いており、決して容認できるものではないことに加え、議員としての資質に疑問符が付くような疑惑の報道がなされるなど、議会の長の品格を汚し、市民の議会に対する信頼を著しく失墜させた責任は重大であり、本決議を提出するものである。

田川市議会議長不信任決議（案）

問題が山積している今日の田川市において、田川市議会の果たすべき役割は極めて重大なものであるにもかかわらず、現状の田川市議会は健全な状態であるとは言えず、その責任はひとえに､極めて公平･公正さを欠いた議会運営を行なっている陸田孝則議長にある。

例えば、田川市議会令和５年６月定例会においては、質問のための議員の挙手を見落とし、それを知らせるための議員の呼びかけに対して「遅い」と声を荒らげた後、突然一方的に休憩の宣告をし、再開後、先ほどの発言は不規則発言であり、議事進行を妨害するものと認識した、との発言があった。特に新人議員にとっては初めての議会での出来事であり、議会での発言を萎縮させ得るものであった。

本年７月に開かれた全員協議会においては、冒頭で「本日は永原組合長の方から説明を受けた内容について、田川市議会として承知したことになりますことを、ここに申し添えておきます。」との発言があった。議員に確認したり、議決を取ったりすることがないままの議長の一方的な宣言であり、非民主主義的な議会運営と言われても仕方がない事象である。

また、田川市議会令和５年９月定例会においては、議長から一般質問を含めた議会の在り方の改善が提起され、議会運営が改善されるかと期待したものの、蓋を開けると自身が所属する会派の議員には通告なしの質問を無条件で認めるのみならず、直前に議長自らが質問は３回までと厳しく注意した質疑の際、自会派のみ４度目の発言を促すような進行があった。

たった半年余りではあるが、これらのような議長の議事運営は著しく公平性を欠いており、決して容認できるものではない。このような議会運営、議事進行が今後も続けば、問題山積の本市における議会の正常化を阻害し、田川市及び田川市議会、ひいては田川市民の生活に多大なる悪影響を与えることになりかねない。

さらに、昨今ネットニュース等で、陸田孝則議長の議員としての資質に疑問符が付くような疑惑も報道されている。このような疑惑が出ることは、議会の長の品格を汚すのみならず、市民の議会に対する信頼を著しく失墜させるものである。

その責任は重大であり市民の代表である議会の長としてふさわしくないと言わざるを得ない。

陸田孝則議長は自らその責任の重さを自覚し、議長としての職務を辞するべきである。

よって、田川市議会は、ここに陸田孝則議長の不信任を決議するものである。

以上、決議する。

令和５年１２月１日

田　川　市　議　会